

第 116 回 定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

第 115 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）

事業報告

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社 樺本チエイン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I . 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業理念として「TSUBAKI SPIRIT」を定め、これを実現するため、取締役・執行役員・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を構築する。
- ② 当社およびグループ会社は、取締役・執行役員・使用人に対して、倫理観、行動規範を明確にした「倫理綱領」を定め、研修等を通じた倫理意識の向上、周知徹底を図り、これらの活動を定期的に取締役会に報告する。
また、「倫理委員会」を設置して、倫理綱領違反の再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じて違反者に対する処分を決定し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報制度として「倫理ヘルpline」等の相談窓口を設置し、「倫理綱領」に反する行為について当社およびグループ会社の使用人が相談、通報できる体制を構築する。
- ④ 当社およびグループ会社は、「内部統制規定」を定めるとともに、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、組織的かつ継続的な全員参加活動として、事業遂行における法令および企業倫理遵守ならびにリスクマネジメントを行いながら、決算・財務報告の信頼性を確保するとともに、業務の効率化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社およびグループ会社は、法令・社内規定に基づき文書等の保存および管理を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規定を整備し、これに準拠して対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、継続的にリスク要因を抽出・把握するとともに、その損失の極小化を図る。そのため、「サステナビリティ委員会」統括のもと複数の委員会を設置するなど、リスク予防に重点を置いた諸施策を実施し、また、当社およびグループ会社への周知徹底を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や当社およびグループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役は、職務執行の状況を逐次報告・監督する。
- ② 当社は、取締役会に次ぐ重要な機関として戦略会議を開催し、当社およびグループ会社にかかる重要な事業戦略および経営方針等について、審議・決議・報告を行う。また、経営会議を開催し、経営状況、課題ならびに取締役会および戦略会議で決議・報告された事項を報告する。

- ③ 当社は、経営の透明性および客觀性を高めるため、社外取締役を選任する。
- ④ 当社は、取締役会の意思決定の充実および迅速化、業務執行・監督機能の強化ならびに経営効率の向上を目的として、執行役員制度を導入する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、企業集団として業務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、規範、規則を関係会社管理規定類として整備する。
- ② グループ会社は、関係会社管理規定類に定める事項を当社に報告する。
- ③ 当社は、グループ会社の重要事項について、当社の取締役会または戦略会議で決議する。また、当社およびグループ会社は、グループ経営を強化するため、当社とグループ会社のトップが定期的に会議等を行い、経営目標の共有と経営課題の解決を図る。
- ④ 当社の内部監査室は、当社の監査役および会計監査人と適宜協議し、監査の効率的な実施に努め、当社およびグループ会社に対して内部統制、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、新たな課題に対して具体的な解決策を提示し、その後の改善状況を定期的に確認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを任命する。当社の監査役は、必要に応じて監査役スタッフおよび内部監査室に対し業務の指示を行う。
- ② 監査役スタッフおよび内部監査室の独立性を確保するために、監査役スタッフおよび内部監査室所属の使用人の人事考課、人事異動等については当社の監査役の意見を聞くものとする。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役から指示を受けた監査役スタッフもしくは内部監査室所属の使用人の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう配慮する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、監査役および執行役員は、当社の監査役に対して法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等、必要に応じて報告する。また使用人は、その職務の執行に関する事項について当社の監査役の求めがある場合、速やかに報告する。
- ② 当社およびグループ会社の「倫理ヘルプライン」等内部通報制度の担当者は、通報内容を当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度等により監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- ② 当社の社外監査役のうち1名は、弁護士または公認会計士の資格を有する人材を招聘

する。

- ③ 当社の監査役の職務の執行に必要な費用については、当社が負担する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制の整備状況

当社およびグループ会社は、「倫理綱領」に掲げる「反社会的勢力との絶縁」の方針に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として排除するための体制として以下のとおり整備する。

- ① 当社およびグループ会社は、当社の総務担当執行役員を不当要求防止の総責任者とし、各社の総務責任者がその対応にあたる。
- ② 当社およびグループ会社は、警察、顧問弁護士などの外部の専門機関および近隣の企業などとの情報交換などを通じ、反社会的勢力に関する情報の収集を日常的に行うほか、上記の各関係機関などとの連携強化および関係の緊密化を図る。
- ③ 当社およびグループ会社は、倫理研修などを適宜実施し、反社会的勢力排除に向けた教育活動を行う。また、定期的に「企業倫理強化月間」などの啓蒙活動を実施し、取締役・執行役員・使用人の意識の向上を図る。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制推進部署を設置し、推進体制を整備することで、当社グループの内部統制について、継続的に確認および必要な是正・改善を行っております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

内部統制を実効的なものとするため、当社およびグループ会社は、「企業倫理強化月間」および「倫理研修」を実施し、コンプライアンス（法令等遵守）の重要性について意識向上を図り、前記各種体制の徹底に努めております。

全社的なリスク管理のため、「サステナビリティ委員会」統括のもと、企業倫理、情報セキュリティ、環境、品質、安全衛生、コンプライアンス・危機管理等の委員会を設置しており、各委員会が連携を取りながら、「リスクマネジメント基本方針」に基づくリスク要因の抽出・把握と未然防止に重点を置いた諸施策を継続的に実施しております。また、自然災害や重大事故などの不測の事態に備えるためのマニュアル等を整備し、初動対応力の強化に努めています。

当社の監査役は、取締役会、戦略会議および経営会議等の重要会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるとともに、適宜、当社およびグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から必要な報告を受けております。さらに、当社の監査役は、会計監査人と隨時情報の交換を行い、内部監査部門と適宜協議することで、効率的な監査体制を構築し、課題や改善状況等の確認を行っております。加えて、当社は監査役スタッフを任命し、監査役が独自により実効的な監査が実施できる体制を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,076	12,582	185,285	△4,375	210,568
当期変動額					
剩余金の配当			△6,984		△6,984
親会社株主に帰属する当期純利益			22,122		22,122
自己株式の取得				△10,005	△10,005
自己株式の処分		15		65	81
自己株式の消却		△15	△8,281	8,297	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		5	△5		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	5	6,850	△1,642	5,212
当期末残高	17,076	12,587	192,135	△6,018	215,781

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	25,667	△61	△10,597	31,991	831	47,831	2,159	260,559
当期変動額								
剰余金の配当								△6,984
親会社株主に帰属 する当期純利益								22,122
自己株式の取得								△10,005
自己株式の処分								81
自己株式の消却								—
利益剰余金から 資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△6,171	47	△147	2,455	12	△3,803	192	△3,610
当期変動額合計	△6,171	47	△147	2,455	12	△3,803	192	1,602
当期末残高	19,495	△13	△10,744	34,446	844	44,028	2,352	262,162

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 68社

主要な連結子会社の名称 株式会社椿本バルクシステム
U.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.
TSUBAKIMOTO EUROPE B.V.

このうち、当社連結子会社であるTSUBAKIMOTO EUROPE B.V.がEUROCATENA GmbHを買収したため、同社および同社子会社のKarl Jungbluth Kettenfabrik GmbH & Co. KG、Karl Jungbluth GmbHを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 TSUBAKI CONVEYOR SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED
椿凱動力伝輸機械（石家庄）有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する関連会社の数 2社

会社の名称 天津椿本輸送機械有限公司
Kabelschlepp Sp. z o.o.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な会社の名称 TSUBAKI CONVEYOR SYSTEMS INDIA PRIVATE LIMITED
椿凱動力伝輸機械（石家庄）有限公司

持分法を適用しない関連会社

主要な会社の名称 新興製機株式会社

持分法の適用を除外した理由 持分法非適用の非連結子会社および関連会社は当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として先入先出法、個別法および移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しておりますが、一部の海外連結子会社では低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社および国内連結子会社は定率法、海外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社および国内連結子会社が所有しております建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成している子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 株主優待制度に係る支出に備えるため翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生連結会計年度に全額費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業内容はドライブチェーンおよびコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システムの製品販売であります。また、マテハン事業においては請負工事等サービスの提供を行っております。

チェーン事業、モーションコントロール事業、モビリティ事業における製品販売については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として識別しております。

同一国内における販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき製品に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しております。

マテハン事業におけるサービスの提供等については、顧客との契約に基づく役務の提供を履行義務として識別しております。これらは以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、進捗度に応じて収益を認識しております。

- (a) 当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- (b) 当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- (c) 当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じており、なおかつ当社グループが顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している。

なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における当社グループの進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段 為替予約等取引
 - ヘッジ対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用してあります。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額が少額のものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「デリバティブ評価損」は、当連結会計年度においては「デリバティブ評価益」となり、かつ営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「デリバティブ評価益」は126百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するについて、一定の期間にわたり認識された収益 31,654百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

マテハン事業における一定の要件を満たす特定の工事請負契約等については、当連結会計年度末時点の進捗度に応じて収益を計上しております。

進捗度は工事原価総額に対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

工事原価総額は案件ごとに工事管理部署で承認された実行予算を使用して見積っております。

実行予算は工事期間中の材料費、外注費の外部からの見積り情報や作業工数の詳細な積み上げに対して社内で承認された予定単価等を加味した労務費等に基づき算定しております。

工事原価総額の見積りは、施工の遅延や当初想定していなかった事象の発生等による状況変化に伴い、見直しの必要性が生じることがあります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工期は一般に長期にわたることから、工事の進行途上における契約変更、施工の遅延等により工事原価総額の見積りに変動が生じる場合があり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす場合があります。

2. 顧客関連資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

顧客関連資産 3,940百万円 減損損失 一百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結計算書類において、無形固定資産の「その他」に含めて表示している顧客関連資産は、連結子会社であるU.S. TSUBAKI HOLDINGS, INC.がCentral Conveyor Company, LLCの全持分を取得した際に発生したものであります。顧客関連資産を含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と資産グループの帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしております。

当連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判断しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画に基づき見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積における主要な仮定は、市場環境の予測に基づいた事業計画に含まれる売上高および成長率であります。事業計画は、当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積りの前提となった条件や仮定に見直しが必要となつた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3. 固定資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 117,695百万円 無形固定資産 9,245百万円 減損損失 21百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは固定資産の減損会計の適用に際し、事業用資産については、事業の区分とともに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。また、減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

当連結会計年度において、当社のモーションコントロール事業に係る資産グループおよび当社のマテハン事業に係る資産グループについて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっていることから、減損の兆候を識別いたしました。

これらの資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

なお、当社のモーションコントロール事業に係る有形固定資産および無形固定資産の帳簿価額は9,502百万円、当社のマテハン事業に係る有形固定資産および無形固定資産の帳簿価額は3,747百万円であります。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、市場環境の予測などを考慮した社内で承認された事業計画を基礎として見積っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画に含まれる将来の売上高および成長率であります。事業計画は、当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積りの前提となった条件や仮定に見直しが必要となつた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 223,368百万円

2. (1) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司	83百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
従業員	5百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(2名)
合計	88百万円	

(2) 電子記録債権割引高 2百万円

(3) 電子記録債権譲渡高 14百万円

3. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年

度末における時価と再評価後の帳簿

価額との差額(時価が帳簿価額を下

回る金額) 5,500百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
メキシコ合衆国 グアナファト州	動力伝動装置生産設備	機械装置

(2) 減損損失を認識するに至った経緯と金額

メキシコの連結子会社であるTsubakimoto Automotive Mexico S.A. de C.V.における一部製品の生産中止に伴い、他の用途に転用できない生産設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は処分費用控除後の公正価値により測定しており、売却が困難な資産は零として評価しております。

機械装置及び運搬具	21 百万円
合計	21 百万円

(3) 資産のグルーピングの方法

事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 106,213,279株

(注) 2024年5月14日開催の取締役会決議により、2024年10月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。また2024年5月14日開催の取締役会決議により2025年3月31日付で5,030,900株の当社普通株式の消却を行っております。これらにより発行済株式総数は69,131,886株増加し、106,213,279株となっております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,585	100.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	3,399	99.00	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額(円)」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

① 配当金の総額	4,820百万円
② 1株当たり配当額	47.00円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 基準日	2025年3月31日
⑤ 効力発生日	2025年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券および投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに営業外電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。社債および借入金の用途は運転資金および設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は為替予約等取引であり、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6,728百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	35,917	35,917	—
資産計	35,917	35,917	—
社債(*2)	15,000	15,119	△119
長期借入金(*3)	5,874	5,806	67
負債計	20,874	20,925	△51
デリバティブ取引(*4)	(68)	(68)	—

(*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「営業外電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4) デリバティブ取引で生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	35,136	—	—	35,136
資産計	35,136	—	—	35,136
デリバティブ取引				
通貨関連	—	68	—	68
負債計	—	68	—	68

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
その他	—	780	—	780
資産計	—	780	—	780
社債	—	15,119	—	15,119
長期借入金	—	5,806	—	5,806
負債計	—	20,925	—	20,925

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。譲渡性預金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別の収益の分解と報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	チェーン	モーション コント ロール	モビリ ティ	マテハン	計		
地域別							
日本	32,152	15,808	19,454	26,621	94,036	2,708	96,745
米州	36,468	2,274	28,589	28,202	95,535	—	95,535
欧州	14,706	482	8,201	10,834	34,225	—	34,225
環インド洋	6,744	1,402	11,726	1,181	21,055	1	21,056
中国	3,042	2,219	12,615	1,009	18,886	—	18,886
韓国・台湾	1,138	756	10,592	257	12,744	—	12,744
合計	94,254	22,944	91,179	68,106	276,483	2,709	279,193

2. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	42,819	44,268
契約資産	4,275	2,773
契約負債	4,009	3,623

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権および契約資産は流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。また、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は3,854百万円であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,533円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 212円65銭 |

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(経営統合契約および株式交換契約の締結)

当社および大同工業株式会社（以下「大同工業」といい、当社と大同工業を総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年5月14日付の両社の取締役会決議により、両社間で経営統合を実施することおよび当社を株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）および株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、大同工業においては、2025年6月24日開催予定の大同工業の定時株主総会の決議による本株式交換の承認を得た上で、日本およびタイにおける適用ある競争法に基づく関係当局の承認等を条件として、2026年1月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、大同工業の普通株式（以下「大同工業株式」といいます。）は、2025年12月29日に株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2025年12月26日）となる予定です。

1. 経営統合の目的

両社の経営統合により、組織体制の最適化、情報集約による事業機会の拡大、各拠点における重複業務の集約化、最適な財務戦略等を実現することで、両社の総合力を結集し、グローバル市場における競争力強化を図ることにより、日本の産業を守り、ひいては世界の産業の発展にも貢献するとともに両社の企業価値の向上を目指します。

本株式交換を通じた経営統合によるシナジー・両社のメリットについては、以下を想定しております。

- ・ 海外ビジネスの拡大
- ・ 既存事業におけるクロスセル
- ・ 新規事業・共同開発

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（大同工業）	2025年3月31日（月）
本経営統合契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2025年5月14日（水）
本経営統合契約及び本株式交換契約締結日（両社）	2025年5月14日（水）
本株式交換契約承認定時株主総会決議日（大同工業）	2025年6月24日（火）（予定）
最終売買日（大同工業）	2025年12月26日（金）（予定）
上場廃止日（大同工業）	2025年12月29日（月）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2026年1月1日（木）（予定）

(注1) 当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由（本株式交換の実行のために法令上必要となる日本およびタイにおける適用ある競争法に基づく関係当局の承認等の取得状況を含む。）によって必要となる場合には、両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、大同工業においては2025年6月24日に開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年1月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	大同工業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.65
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：6,558,107株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

大同工業株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.65株を割当付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が保有する大同工業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が大同工業の発行済株式（ただし、当社が保有する大同工業株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における大同工業の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する大同工業株式に代えて、その保有する大同工業株式の数の合計に0.65を乗じて得た株数の当社株式を交付いたします。

また、当社が交付する株式の全ては、当社が現時点で保有する自己株式および当社が今後新たに取得する自己株式の一部を充当する予定です。当社による今後の新たな自己株式の取得に関しては、後述する（自己株式の取得）をご参照ください。

なお、大同工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する大同工業の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって大同工業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

大同工業は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全子会社の概要

(1)	名称	大同工業株式会社		
(2)	所在地	石川県加賀市熊坂町イ197番地		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 新家 啓史		
(4)	事業内容	動力伝動搬送関連製品（チェーン、コンベヤ）、リムホイール関連製品（リム、ホイール、スプーク・ボルト）及びその他の製品（福祉機器等）の製造販売		
(5)	資本金	3,536百万円（2025年3月31日現在）		
(6)	設立年月日	1933年5月25日		
(7)	発行済株式数	(普通株式) 10,924,201株（2025年3月31日現在）		
(8)	決算期	3月末		
(9)	従業員数	(連結) 2,454人（2025年3月31日現在）		
(10)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産（百万円）		32,276	36,685	36,787
連結総資産（百万円）		73,029	79,121	77,803
連結売上高（百万円）		55,054	56,041	57,515
連結営業利益（百万円）		1,379	227	1,382

4. 会計処理の概要

当社連結決算において、本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、ペーチェス法を適用する見込みです。また、本株式交換により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現時点においては未定です。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、上述の(経営統合契約および株式交換契約の締結)に記載のとおり、2026年1月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、大同工業株式会社（以下「大同工業」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施するにあたり、大同工業の株主（当社を除く。）に対して割当て交付する当社の普通株式の一部に充当するとともに、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式を取得いたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	6,500,000株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	100億円（上限）
(4) 取得期間	2025年6月2日～2025年12月30日

(投資有価証券の売却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の売却について決議いたしました。

投資有価証券売却の内容

売却株式	当社保有の上場有価証券
投資有価証券売却益の発生時期	2025年度中（予定）
投資有価証券売却益	約47億円（見込） 投資有価証券売却益は、現在の当該有価証券の株価等から算出した見込額であり、変動する場合があります。
売却目的	資本コストと株価を意識した経営への対応方策の一つとして、政策保有株式の縮減に関する取り組みを進めるため。

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称および事業の内容

①名称 EUROCATENA GmbH

②事業内容 コンベヤチェーンの製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

欧州における産業用スチールチェーンの製造・販売強化のため。

(3) 企業結合日

2025年1月2日

(4) 企業結合の法的形式

持分取得（100%）

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

取得前の議決権比率 0%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社連結子会社であるTSUBAKIMOTO EUROPE B.V.による現金を対価とする持分取得であるため。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月2日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	1,003百万円
取得原価	1,003百万円

(注) 持分譲渡契約に基づき、当該金額をベースに、本件クロージング日までの運転資本等の増減を反映した価格調整を、後日実施する予定です。

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

デューデリジェンス等に対する報酬・手数料 等 67百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却期間および償却方法

(1) 発生したのれんの金額

684百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 債却期間および償却方法

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	414 百万円
固定資産	47 百万円
資産合計	461 百万円
流動負債	105 百万円
固定負債	36 百万円
負債合計	142 百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

当該金額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本											自己 株式	株主 資本 合計		
	資本剩余金			利益剩余金					その他利益剩余金						
	資本 準備金	その他 資本 剩余金	資本 剩余金 合計	利益 準備金	固定 資産 圧縮 積立金	特定 株式 取得 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剩余金	利益 剩余金 合計						
当期首残高	17,076	12,671	—	12,671	3,376	8,513	104	81,905	18,300	112,200	△4,375	137,573			
当期変動額															
剩余金の配当				—					△6,984	△6,984		△6,984			
当期純利益				—					16,449	16,449		16,449			
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△110			110	—		—			
実効税率変更に伴う積立金の減少				—		△12	△1		13	—		—			
自己株式の取得				—						—	△10,005	△10,005			
自己株式の処分			15	15						—	65	81			
自己株式の消却			△15	△15					△8,281	△8,281	8,297	—			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△122	△1	—	1,306	1,182	△1,642	△460			
当期末残高	17,076	12,671	—	12,671	3,376	8,391	103	81,905	19,606	113,382	△6,018	137,112			

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	25,316	△63	△10,597	14,655	152,228
当期変動額					
剰余金の配当					△6,984
当期純利益					16,449
固定資産圧縮積立金の取崩					—
実効税率変更に伴う積立金の減少					—
自己株式の取得					△10,005
自己株式の処分					81
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,093	80	△147	△6,160	△6,160
当期変動額合計	△6,093	80	△147	△6,160	△6,621
当期末残高	19,222	17	△10,744	8,495	145,607

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等..... 移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法 … 時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

① 製品(仕入製品を除く)・仕掛品 … 主として移動平均法および個別法（チェーン事業部門、モーションコントロール事業部門およびモビリティ事業部門のうち個別受注生産品、マテハン事業部門）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 製品(仕入製品)・原材料・貯蔵品 … 主として先入先出法および移動平均法（モーションコントロール事業部門）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20～50年

機械及び装置 12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- (2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生事業年度に全額費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 株主優待引当金 株主優待制度に係る支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

7. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業内容はドライブチェーンおよびコンベヤチェーン、減速機、直線作動機、エンジン用タイミングチェーンシステム、搬送・仕分け・保管システムの製品販売であります。また、マテハン事業においては請負工事等サービスの提供を行っております。

チェーン事業、モーションコントロール事業、モビリティ事業における製品販売については、顧客との契約に基づく当該製品の引き渡しを履行義務として識別しております。

国内における販売については、主として顧客への製品の引渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき製品に対する支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

製品販売における取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、売上割引等を控除した金額で測定しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入がない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しております。

マテハン事業におけるサービスの提供等については、顧客との契約に基づく役務の提供を履行義務として識別しております。これらは以下の3つの要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり充足される履行義務であるため、進捗度に応じて収益を認識しております。

- (a) 当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- (b) 当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- (c) 当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じており、なおかつ当社が顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有している。

なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における当社の進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

8. ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繼延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約等取引
ヘッジ対象 外貨建取引
- ③ ヘッジ方針 為替変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用してあります。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動または、キャッシュ・フロー変動の累計を比較することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産除売却損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度においては、営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「固定資産除売却損」は50百万円であります。

また、前事業年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しております「為替差益」は、当事業年度において「為替差損」となり、かつ、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「為替差益」は538百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における工事原価総額の見積り

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務を充足するについて、一定の期間にわたり認識された収益 4,739百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 67,090百万円 無形固定資産 622百万円 減損損失 -一百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 111,303 百万円

2. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
Mayfran International B.V.	627百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
Mayfran GmbH	142百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
天津東椿大氣塗装輸送系統設備有限公司	83百万円	借入金融機関に対する保証書の差入
Mayfran Limburg B.V.	2百万円	銀行保証金融機関に対する保証書の差入
従業員	5百万円	従業員住宅貸付金に対する借入金融機関への連帯保証(2名)
合計	861百万円	

3. 関係会社に対する短期金銭債権 19,360 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 16,239 百万円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第5号に定める鑑定評価および第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額).... 5,500百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	41,008 百万円
2. 関係会社からの仕入高	14,991 百万円
3. 関係会社とのその他の営業取引高	908 百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	12,415 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	3,648,863株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,763 百万円
関係会社出資金評価損	1,128 百万円
賞与引当金	690 百万円
未払事業税	127 百万円
棚卸資産評価損	116 百万円
投資有価証券評価損	362 百万円
その他	833 百万円
繰延税金資産 小計	7,022 百万円
評価性引当額	△1,716 百万円
繰延税金資産 合計	5,306 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△3,891 百万円
その他有価証券評価差額金	△8,672 百万円
その他	△77 百万円
繰延税金負債 合計	△12,641 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△7,334 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が244百万円、土地の再評価に伴い計上されている再評価に係る繰延税金負債が147百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が247百万円、土地再評価差額金が147百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が3百万円それぞれ減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株椿本マシナリー	所有 直接100%	当社製品の販売	資金の借入 (注)	4,901	短期借入金	4,453
子会社	㈱椿本カスタムチェン	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 (注)	1,684	短期借入金	2,915

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,419円67銭
2. 1株当たり当期純利益金額 158円12銭

(注) 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(経営統合契約および株式交換契約の締結)

当社および大同工業株式会社（以下「大同工業」といい、当社と大同工業を総称して、以下「両社」といいます。）は、2025年5月14日付の両社の取締役会決議により、両社間で経営統合を実施することおよび当社を株式交換完全親会社、大同工業を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で経営統合契約および株式交換契約を締結いたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

(投資有価証券の売却)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、保有する投資有価証券の売却について決議いたしました。

なお、詳細については、連結注記表に記載の（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。